



## 福祉 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係【臨時福祉給付金担当】 ☎476-1111(173・143)

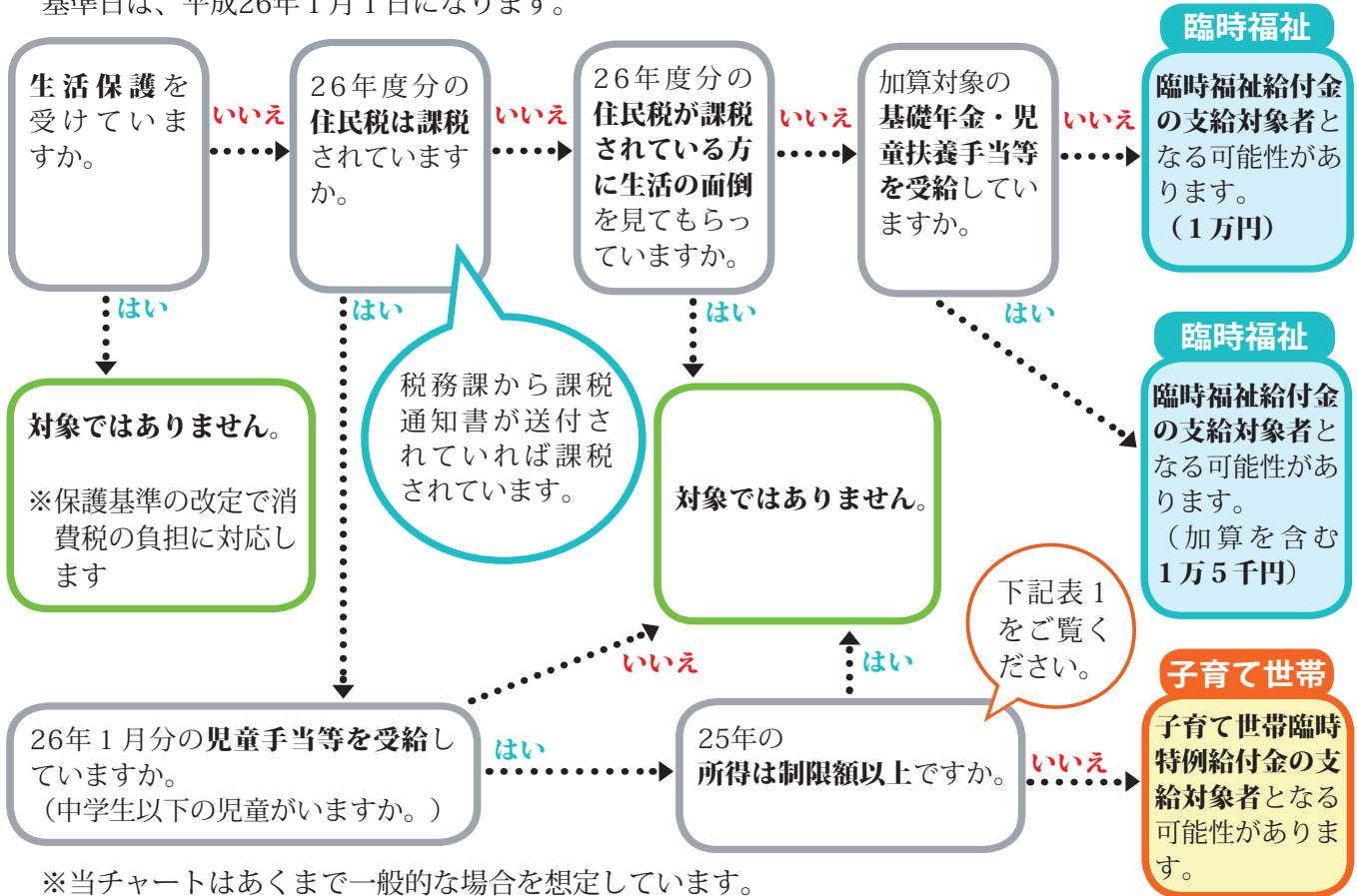
### ◆あなたが給付金の対象者が確認しましょう。

※6月中に対象者には申請書を送付いたします。

※住民税の申告をまだしていない方には、申請書は送付いたしません。

### 対象者診断チャート

基準日は、平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

### 受付会場のご案内

#### 給付金窓口

大崎町中央公民館 1階第3会議室  
(月～金 8:30～17:15)

表1 児童手当の所得制限限度額

区分(扶養親族等の数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
妻・子1人(2人)	917.8万円
妻・子2人(3人)	960万円

●下記の日程で受付会場を設けますので、最寄りの会場で申請を行うことができます。

日	時	地区	会場
6月22日(日)	9:00～12:00	立小野地区	立小野ふれあい館
6月22日(日)	13:00～16:00	持留地区	持留改善センター
6月29日(日)	9:00～15:00	野方地区	野方改善センター
7月5日(土)	9:00～12:00	大丸地区	大丸改善センター
7月5日(土)	13:00～16:00	中沖地区	中沖地区公民館
7月6日(日)	9:00～15:00	菱田地区	菱田改善センター
7月12日(土)	9:00～15:00	大崎地区	町中央公民館1階第3会議室